○原子力規制委員会規則第一号

核原料物質、 核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (昭和三十二年法律第百六十六号)第四十三条の

三の六第一項第四号及び第四十三条の三の十四の規定に基づき、 実用発電用原子炉及びその附属施設の 位置

構造及び設備 の基準に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年一月十二日

原子力規制委員会委員長 田中 俊

実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、 構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規

則

(実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、 構造及び設備の基準に関する規則の一部改正)

第一条 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、 構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子

力規制委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、 構造及び設備の基準に関する規則等の一部を改正する規

電 則 二条及び第五十七条第二 制委員会規則第六号。 規定による認 合するために必要な事項に係るものに限る。 用 (平成二十八年原子力規制委員会規則第一号) 原子炉施設については、 可 (実用発電用原子炉及びその附属施設 以下 二項の規定は、 「技術基準規則」 平成二十五年七月八日以後最初に行われる法第四十三条の三の 適用しない。)の日から起算して五年を経過する日までの という。 の施行の際現に設置され又は設置に着手されている発 ただし、 の技術基準に関する規則 第十一条及び第十二条並びに第三章 当該期間中に行われる法第四十三条の三の (平成二十五 間 年原子力規 九 は、 \mathcal{O} 規 第 第四 定に 項の 干 滴

の規定による認可を受けた工事の計画に従って行われる工事に係るものに限る。)に合格した発電用原 五十三条及び第七十二条第二項の規定に適合するために必要な事項に係る法第四十三条の三の九第一 項に係るものに限る。) 及び当該期間中に法第四十三条の三の十一の規定による検査 (技術基準規則第 項

八第一項の規定による変更の許可

子炉施設については、この限りでない。

(実用

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則 (平成二十五年原子力規制委員会規則

発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正)

(第四十二条及び第五十七条第二項の規定に適合するために必要な事

第六号)の一部を次のように改正する。

附則第四項を次のように改める。

4 実用発電用原子炉及びその附属施設 の位置、 構造及び設備 の基準に関する規則等の一部を改正する規

則 (平成二十八年原子力規制委員会規則第一 号) の施行の際現に設置され又は設置に着手されて 7 、 る 発

電用 原子炉施設については、 平成二十五年七月八日以後最初に行われる法第四十三条の三の 九第 項 \mathcal{O}

規定による認可 (第十一条及び第十二条並びに第三章の規定に適合するために必要な事項に係るものに

限る。)の日から起算して五年を経過する日までの間は、 第五十三条及び第七十二条第二項の 規定は、

適用しない。 ただし、 当該期間中に行われる第五十三条及び第七十二条第二項の規定に適合するために

必要な事項に係る法第四十三条の三の九第一項の規定による認可及び当該認可を受けた工事の計画に従

って行われる工事に係る法第四十三条の三の十一の規定による検査並びに当該検査に合格した発電用原

子炉施設については、この限りでない。

、研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、 構造及び設備の基準に関する規則の一部改正)

研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、 構造及び設備の基準に関する規則

五年原子力規制委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2 三章 電 則 原子力規制委員会規則第十号。 規定による認可 実用が 用 (平成二十八年原子力規制委員: の規定に適合するために必要な事項に係るものに限る。 原子炉施設については、 発電用 原子炉及びその附属 (研究開 発段階級 平成二十五年七月八日以後最. 以 下 . 発電 施設 会規則第一 用原子炉及びその附 「研開炉技術基準規則」 の位置、 号) 構造及び設備 の施 行 属 の際現に設置され又は設置に着手され 初に行われる法第四十三条の三の 施設の技術基準に関する規則)の日から起算して五年を経過する日まで という。)第十一条及び第十二条並びに第 の基準に関する規則等の一 部を改正する規 (平成二十 九 7 第 る発 項 五. \mathcal{O}

四十三条の三の八第一項の規定による変更の許可 \mathcal{O} 間 は、 第四十二条及び第五十八条第二項の規定は、 (第四十二条及び第五十八条第二項の規定に適合する 適用しない。 ただし、 当該期間中に行われる法第

ために必要な事項に係るものに限る。)及び当該期間中に法第四十三条の三の十一の規定による検査

研 開炉技術基準規則第五十五条及び第七十二条第二項の規定に適合するために必要な事項に係る法第四

十三条の三の九第一項の規定による認可を受けた工事の計画に従って行われる工事に係るものに限る。

)に合格した発電用原子炉施設については、この限りでない。

(研究開 発段階発電 用原子炉及びその 附 属施設 の技術基準に関する規則の一 部改正)

第四 条 研 究開 発段階 発電用原子炉及びその 附 属施 設 \mathcal{O} 技術基準に関する規則 (平成二十五年原子力規制

員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

附則第四項を次のように改める。

4 電用 則 実用発電 (平成二十八年原子力規制委員会規則第一号) 原子炉施設については、 用 原子炉及びその 平成二十五年七月八日以後最初に行われる法第四十三条の三の 附 属施 設 の位置、 構造及び設備 の施行の際現に設置され又は設置に着手されてい の基準に関する規則等の一部を改正する規 九第一 項 . る発 \mathcal{O}

限る。 規定による認可)の日から起算して五年を経過する日までの間は、 (第十一条及び第十二条並びに第三章の規定に適合するために必要な事項に係るものに 第五十五条及び第七十二条第二項の規定は、

適用しない。 ただし、 当該期間中に行われる第五十五条及び第七十二条第二項の規定に適合するために

必要な事項に係る法第四十三条の三の九第一項の規定による認可及び当該認可を受けた工事 0 画に 従

って行われる工事に係る法第四十三条の三の十一の規定による検査並びに当該検査に合格した発電用原

子炉施設については、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

- 6 -